

国保の県内統一保険料水準の維持に対する支援

【担当省庁】厚生労働省

奈良県における取組

1 奈良県における県内保険料水準の統一

○ 国の取組

- ・令和3年度 保険料水準の統一に向けた取組を都道府県に求める国保法改正
- ・令和5年度 都道府県の取組を支援する「保険料水準統一加速化プラン」及び国保の保険料水準統一の更なる推進を目指す「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」の策定

※ 保険料水準統一は、「骨太の方針2024」において、全都道府県が徹底することとされている。

○ 本県の取組(国の取組に先んじて実施)

- ・平成29年度 奈良県国民健康保険運営方針を策定し、県内保険料水準の統一を目指す方針を記載
- ・令和6年度 県内保険料水準統一を達成

○ 統一達成後においても、依然として県内市町村において、県民の「負担」である保険料の収納率に格差があるなど、県民にとっての公平性には課題が残っており、引き続き国保の安定的な運営のため、市町村と緊密に連携しながら取り組んでいるところ。

2 都道府県内保険料水準統一の持続性確保における課題

○ 国が進める保険料水準統一において主導的役割が都道府県に求められる一方、保険料率を決定する法令上の権限は市町村に付与されている。

○ 現行の法令規定下では、保険料改定の都度、市町村議会において統一料率への条例改正が必要であり、特に一定の基金を保有している市町村では目先の利害による保険料率引き下げ圧力なども統一料率からの離脱につながりかねない不安要素となっている。

国にお願いすること

都道府県内保険料水準を統一した後の国保運営について、その持続性が確保されるよう、現行の法令等について、所要の整備を図られたい。

- 統一を達成した都道府県においては、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令第34条第2項に規定する「市町村標準保険料率」に代わり、「県内統一保険料率」を決定のうえ市町村に通知し、市町村は通知された統一料率を参酌して市町村条例で定めるといった新たな法的根拠を整備されたい。

(参考)国保における保険料(税)率等の決定に関する法令上の規定

【国民健康保険法】

第76条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用～中略～に充てるため、～中略～保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

第82条の3第3項 都道府県は、市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率を算定したときは、厚生労働省令で定めるところにより、標準保険料率を当該都道府県内の市町村に通知するものとする。

【地方税法】

第703条の4 国民健康保険を行う市町村～中略～は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、～中略～国民健康保険税を課することができる。

【国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令】

第34条第2項 市町村は、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税を課するに当たり、前項の規定により通知された市町村標準保険料率を参考とするものとする。

【県担当部局】 福祉保険部医療保険課